

青森県立保健大学における研究インテグリティの確保に関する要綱

令和6年7月31日

(目的)

第1条 この要綱は、青森県立保健大学における研究インテグリティの確保に関する規程第9条に基づき、公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保について必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究インテグリティ

研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（学生、客員研究員及び研究生を含む）をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究活動を行おうとする研究者等は、年1回、研究インテグリティの確保に関するチェックリストを事務局に提出することとする。

(大学による点検)

第4条 大学は、随時、研究の国際化、オープン化に伴うリスクに係るチェックリストによる自己点検を行うこととする。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。